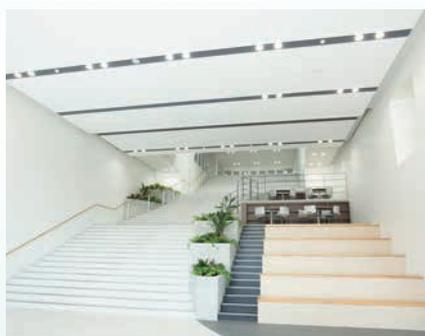


# 月報私学

2020

8

VOL.272



大阪青凌中学校・高等学校は、2020年4月、校地を大阪府三島郡島本町に移転しました。島本町は緑溢れる土地で、町内にある水無瀬神宮の「離宮の水」は、大阪府で唯一、環境庁選定の全国名水百選に選ばれています。島本駅は、楠木正成・正行父子が訣別した「桜井の別れ」でも有名です。※学校へはJR島本駅徒歩10分 阪急水無瀬駅徒歩15分

写真提供 学校法人 浪商学園 (大阪府泉南郡)

## CONTENTS

- 2021年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募 ..... 2
- 2021年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募 ..... 4
- 経営分析に役立つ! 私学情報提供システムのご案内 ..... 6
- 年金改正法が6月5日に公布されました ..... 8
- 標準報酬月額の変改の特例(特例改定)(新型コロナウイルス感染症への対応) / 特定健診結果と健康情報冊子「QUPiO Plus」を送付します ..... 9
- 報酬等の報告に関するQ&A ..... 10
- 令和2年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください ..... 11
- 加入者貸付制度のご案内 ..... 12
- 私学事業団の直営宿泊施設 ..... 13
- INFORMATION ..... 14
- 宿泊施設のご案内 / 融資事業のご案内 ..... 16

## 2021年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募

私学事業団では、私立大学等（私立の大学、短期大学、高等専門学校をいう。以下同じ。）に在籍する未来を担う若手研究者や女性研究者に対し、研究に取り組み機会を提供を図るため「若手・女性研究者奨励金」を創設し、平成30年度から配付しています。

本奨励金は、本事業団が独自で研究奨励金を配付する事業であり、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の二つの奨励金で構成されています。

「若手研究者奨励金」については、私立大学等に在籍する助教やポスト・ドクター等の職に相当する39歳以下の若手研究者を対象として、未来の担い手となる多様な研究者の育成を図る観点から、自ら考え、取り組む研究の機会の提供を目的としています。

「女性研究者奨励金」については、多様な人財の育成を図るうえで、女性研究者の一層の活躍が不可欠であるという観点から、出産、育児等さまざまな事情により、その能力等を十分に発揮する機会が得られなかった女性研究者が幅広く応募できるよう、年齢制限を設けず、女性研究者に特化して奨励金を配付することで、女性研究者の

活躍の促進を図り、私立大学等の一層の発展に資することを目的としています。

両奨励金とも、基礎研究・応用研究を問わず、特定の分野に限らない幅広い研究を対象に、既成の概念等にとらわれない、よりユニークでチャレンジングな研究を支援するという特色を特色としており、公募に当たっても応募

者本人のこれまでの研究業績を問うことなく、所属長等の推薦等も一切必要ありません。

さらに、研究成果を求めることを重視せず、成否に関わらず、得られた結果を応募者本人の次の挑戦につなげることを期待したものと なっていますので、「自らが取り組んでみたい」という研究テーマでの応募が可能です。

本事業団では、こうした本奨励金の特色を生かすためには、財源を社会からの直接の支援によるしくみとするのが望ましいという考えに立ち、寄付

表1 若手・女性研究者奨励金へのご支援を賜った方々

- ・ANAホールディングス株式会社様
- ・株式会社エヌ・ティ・ティ データ様
- ・コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社様
- ・第一生命保険株式会社様
- ・中山福株式会社様
- ・株式会社ニトリ様
- ・一般社団法人日本工業倶楽部様
- ・三井住友信託銀行株式会社様
- ・株式会社三菱UFJ銀行様
- ・三菱UFJ信託銀行株式会社様
- (以上アイウエオ順)
- ・その他、匿名を希望する寄付者（法人）様及び 個人の方々
- ・寄付金付き自動販売機の設置にご協力くださった学校法人及び設置会社様
- ・寄付金付き自動販売機において飲料を購入してくださった皆様



金の獲得に努めることとしております。表1のとおり、ご支援を賜りました方々に感謝を申し上げますとともに、ここにご報告いたします。

また、寄付金募集の一環として、「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」による募金活動に取り組んでいます。寄付金付き自動販売機の設置にご協力いただいた場合、本事業団では寄付者特典として、若手・女性研究者奨励金の応募枠を追加させていただきます。

2021年度の公募の概要（予定）は、表2のとおりです。詳細は、令和2年8月中旬に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

なお、2021年度から、配付総額を約500万円増額し、採択件数（配付件数）を10数件増加する予定です。多数の私立大学等の皆様の積極的な応募をお待ちしております。

公募通知、応募様式等は電子窓口から新たに取得してください（前年度以前に取得した様式を提出することはできません）。応募書類の提出も電子窓口のご利用となります。郵送での提出はできませんので、ご注意ください。

○ ご注意

例年、退職を理由とする応募の取り下げ等が生じております。応募に当たっては、応募者が2021年度も引き続き当該学校法人に在籍し、応募研究を

表2 2021年度 若手・女性研究者奨励金 公募の概要（予定）

対 象 研 究	①若手研究者奨励金：私立大学等に所属する、令和3年4月1日現在で39歳以下(昭和56年4月2日以降に生まれた者)の助教又はポスト・ドクター(一部の講師を含む)が1人で行う研究 ②女性研究者奨励金：私立大学等に所属する、女性の助教又はポスト・ドクター(一部の講師を含む)が1人で行う研究
対 象 研 究 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
応 募 件 数	原則として、1学校につき①、②それぞれ1件(同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに①、②それぞれ1件ずつ応募ができます) ※「若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機」の設置にご協力をいただきました学校法人におかれましては、寄付者特典として、①、②のいずれかについて応募枠を追加させていただきます。
奨 励 金 額	1件40万円、総額約3,000万円 ※今回から配付総額を2,500万円から増額し、採択件数(配付件数)も増加する予定です。
応 募 締 切	令和2年10月下旬
選 考 結 果	選考委員会にて選考のうえ、令和3年3月上旬に通知
奨 励 金 配 付 時 期	令和3年5月下旬

表3 2020年度 若手・女性研究者奨励金 採択状況（参考）

区 分			若手研究者奨励金			女性研究者奨励金			若手・女性研究者奨励金合計		
			応 募 (件)	採 択 (件)	採 択 率 (%)	応 募 (件)	採 択 (件)	採 択 率 (%)	応 募 (件)	採 択 (件)	採 択 率 (%)
内 訳	学 校 種 別	大 学	115	29	25.2	109	26	23.9	224	55	24.6
		短期大学	14	2	14.3	10	4	40.0	24	6	25.0
		高等専門学校	0	0	-	1	1	100.0	1	1	100.0
男女別	男 性	101	27	26.7	-	-	-	101	27	26.7	
	女 性	28	4	14.3	120	31	25.8	148	35	23.6	
合 計			129	31	24.0	120	31	25.8	249	62	24.9

遂行することが見込まれる者であることを、ご確認願います。なお、他の学校法人に転籍した場合に、本奨励金を転籍先の学校法人に移管することはありません。

○ 応募書類の提出期限

令和2年10月下旬

なお、2020年度若手・女性研究者奨励金につきましては、5月15日に配付（送金）いたしました。

例年、採択された研究者の他、文部科学省や若手・女性研究者奨励金への支援者（寄付者）をお招きし、贈呈式（贈呈書授与式及び懇親会）を開催しておりましたが、本年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、誠に残念ながら中止とし、贈呈書は郵送とさせていただきます。

採択された研究課題は、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼寄付金▼「若手・女性研究者奨励金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
助成部 寄付金課  
☎03（32330）7319・7320  
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

表4 若手・女性研究者奨励金 配付状況（参考）

奨励金種類	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		平成30年度 からの累計	
	件数 (件)	配付額 (千円)	件数 (件)	配付額 (千円)	件数 (件)	配付額 (千円)	件数 (件)	配付額 (千円)
若手研究者奨励金	31	12,400	31	12,400	31	12,400	93	37,200
女性研究者奨励金	31	12,400	31	12,400	31	12,400	93	37,200
若手・女性研究者奨励金 合計	62	24,800	62	24,800	62	24,800	186	74,400

2021年度  
学術研究振興資金にかかる研究計画の公募

私学事業団では、私立大学等（私立の大学、短期大学、高等専門学校をいう。以下同じ。）における学術研究の向上に資することを目的とし、研究に直接必要な経費の助成を行うため、「学術研究振興基金」を設け、広く一般から寄付金を募っております。令和2年7月現在の基金保有額は、54億1510万8000円となっております。

この基金の運用益を「学術研究振興資金」として、私立大学等の優れた研究に配付しており、昭和51年度からこれまで、延べ3377件の研究に、79億4768万円の助成を行っております。

2021年度の公募の概要（予定）は、表1のとおりです。詳細は、8月上旬に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

公募通知、応募様式等は電子窓口から新たに取得してください（前年度以前に取得した様式を提出することはありません）。応募書類の提出も電子窓口のご利用となります。郵送での提出はできませんので、ご注意ください。

また、応募の際は、学校法人の理事長及び学（校）長連名の「推薦書」が

必要です。

○ 応募書類の提出期限

令和2年10月中旬

なお、2020年度学術研究振興資金につきましては、5月15日に配付（送金）いたしました。

採択された研究の代表受賞者をお招きし、贈呈式（贈呈書授与式）の開催を予定しておりましたが、本年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、誠に残念ながら中止とし、贈呈書は郵送とさせていただきます。

採択された研究課題は、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼学術研究振興資金▼「学術研究振興資金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
助成部 寄付金課  
☎03（32330）7319・7320  
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

表1 2021年度 学術研究振興資金 公募の概要（予定）

対 象 研 究	私立大学等に所属する研究者が2人以上で行う共同研究（私立大学等が付置する研究所の研究を含む）で、令和3年4月1日現在で1年以上の研究実績があるもの
対 象 研 究 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
応 募 件 数	1学校につき1件（同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに1件ずつ応募ができます）
資 金 配 付 金 額	研究にかかる対象経費の2分の1以内（学校法人の負担額は配付希望額と同額以上が必要）で、自然科学分野は600万円、その他の分野は300万円を上限とし、総額8,000万円
応 募 締 切	令和2年10月中旬
選 考 結 果	選考委員会にて選考のうえ、令和3年3月上旬に通知
資 金 配 付 時 期	令和3年5月下旬

表2 2020年度 学術研究振興資金 採択状況（参考）

区 分		件数（件）		採択率 （%）	金額（千円）	
		応 募	採 択		応 募	採 択
新規・継続別	新 規	114	21	18.4	237,900	38,800
	継 続 2 年 目	16	13	81.3	45,700	30,700
	継 続 3 年 目	9	7	77.8	22,800	10,900
学校種別	大 学	135	40	29.6	303,900	79,600
	短 期 大 学	4	1	25.0	2,500	800
	高 等 専 門 学 校	0	0	-	0	0
研究区分別	人 文 ・ 社 会 科 学 系	38	11	28.9	35,200	9,600
	理 工 系、農 学 系	39	11	28.2	99,800	28,700
	生 物 学 系、医 学 系	62	19	30.6	171,400	42,100
合 計		139	41	29.5	306,400	80,400

表3 学術研究振興資金 分野別配付状況（参考）

年 度 分 野	令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		昭和51年度 からの累計	
	件 数 (件)	配 付 額 (千円)	件 数 (件)	配 付 額 (千円)	件 数 (件)	配 付 額 (千円)
医 学	14	29,100	16	38,800	889	3,003,080
環 境 科 学	0	0	0	0	79	227,740
理 学	8	20,900	5	11,300	297	987,710
工 学	6	12,400	7	16,300	463	1,679,460
農 学	3	9,900	2	4,400	141	343,200
文 学	4	4,100	3	2,500	613	758,060
法 学	0	0	2	2,500	70	109,920
経 済 学	2	1,400	3	2,600	205	245,680
家 政 学	0	0	0	0	100	223,460
体 育 学	0	0	0	0	16	31,800
教 育 学	4	3,300	3	2,000	193	198,270
(旧) 若手研究者奨励金*	-	-	-	-	311	139,300
合 計	41	81,100	41	80,400	3,377	7,947,680

\*学術研究振興資金事業としての「若手研究者奨励金」の配付は平成20年度から29年度までである。

## 4 「私学情報提供システム」で取得できるデータ

自法人、自学校のデータのほか、都道府県別、学部等系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）などを抽出条件として以下の集計データ（合算値、1法人当たり、1学校当たり等）を出力することができます。

※他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

### 取得できるデータ（例）

資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書（消費収支計算書）、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与、教職員の年齢別平均給与（大学・短期大学のみ）、各財務比率など

『今日の私学財政』や各種帳票の閲覧及び出力が可能です！（PDF・CSV）

The screenshot displays the '私学情報提供システム' (Private School Information System) interface. It features several data tables and filters. The top section shows '学校法人' (School Corporation) information for '九段大学' (Kudan University) with ID '151999'. Below this, there are multiple data tables, including '資金収支計算書 (法人)' (Financial Statement - Corporation) and '学生・生徒・児童・幼児数 (学校)' (Student/Teacher/Child/Infant Count - School). The tables contain columns for various financial and demographic data points, such as income, expenses, and enrollment numbers. The interface also includes navigation menus on the left and right sides, and a search/filter area at the top.

### <私学情報提供システムご利用上のご注意>

1. 私学情報提供システムのご利用には、情報セキュリティ確保の観点から、本事業団が発行する電子認証（親認証又は私学情報提供システム用の子認証）が必要となります。  
 ※「学校法人基礎調査票e-マネージャにより発行した子認証」及び「学校法人ポータルサイト閲覧用子認証」ではアクセスできませんのでご注意ください。詳細は「学校法人ポータルサイト」トップ画面の「お知らせ」に掲載されている「電子証明書の利用権限」をご覧ください。
2. 電子認証の取り扱いに当たっては、学校法人の職務上必要な役職員のみのご利用をお願いいたします。また業務外での使用や権限を有さない役職員の利用はできません。
3. 私学情報提供システムで取得したデータは、学校法人と設置学校の募集計画、予算編成、教学計画や経営計画の策定等の参考資料としてご利用ください。また取得したデータについては、設置認可の添付資料等に利用する場合を除き、第三者へ提供することはお断りしております。
4. 操作手順の詳細は、学校法人ポータルサイトに掲載されている「私学情報提供システム 操作マニュアル」をご覧ください。なお、ご不明な点等は右記にお問い合わせください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
 私学経営情報センター 私学情報室  
 ☎ 03(3230)7846～7848  
 Eメール center@shigaku.go.jp

# 経営分析に役立つ! 私学情報提供システムのご案内

私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（「私学情報提供システム」）を行っています。

ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

助成業務

## 1 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス

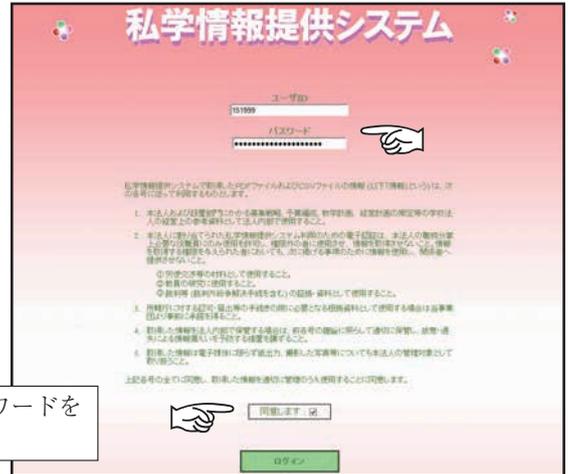
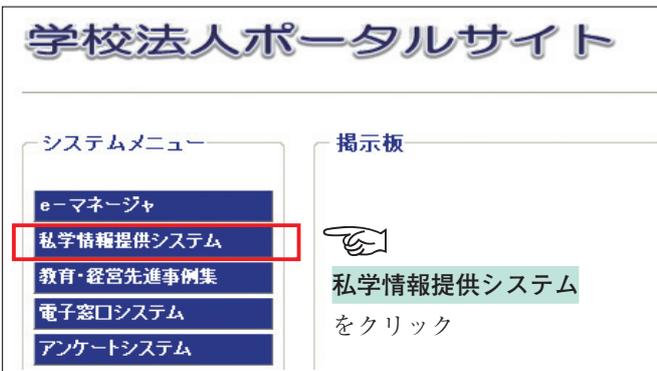


電子証明書をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の学校法人ポータルサイトへをクリック



ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

## 2 利用するシステムを選択



再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「同意します」にチェック

## 3 「私学情報提供システム」（ホーム）の画面へ移動

法人情報：  
自法人・自学校のデータの閲覧及び出力が可能

帳票検索：  
「今日の私学財政」や各帳票の閲覧及び出力が可能

「法人情報」又は「帳票検索」のいずれか利用したい機能を選択

# 年金改正法が 6月5日に公布されました

企画室

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」が2年6月5日に公布されました。

この法律による改正内容のうち、私学共済制度に関連する主なものについてお知らせします。

## 3年4月施行の改正内容

### ●日本国籍を有しない人に対する脱退一時金制度の見直し

外国人にかかる在留資格制度の変更やその在留期間にかかる実態の変化等を踏まえ、日本国籍を有しない人に対する脱退一時金について、支給上限年数の見直しが行われます。

新たな支給上限年数は、今後、政令で定められることとなりますが、現行の3年から5年に引き上げられる予定です。

## 4年4月施行の改正内容

### ●年金の繰下げ受給の柔軟化

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が就労状況等に合わせて年金受給の開始時期を選択できるよう、繰下げ

受給の制度をより柔軟で使いやすいものとするため、次の①②の改正が行われます。

#### ①国民年金・厚生年金

昭和27年4月2日以後に生まれた人を対象とし、繰下げ受給の上限年齢が現行の70歳から75歳に引き上げられます。

これにより、年金の繰上げ受給と合わせて、年金の受給開始時期の選択肢が60歳から75歳までの間に拡大します。

#### ②退職等年金給付（新3階年金）

退職等年金給付（新3階年金）についても、前記①と同様、繰下げ受給の上限年齢が現行の70歳から75歳に引き上げられます。

### ●65歳未満の在職中の年金にかかる支給停止の見直し

年金制度を就労にとって中立的な制度とし、高齢者や女性の就業を年金制度に反映していくという観点、また、制度を分かりやすくするという観点から、65歳未満の在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額（以下「支給停止基準」といいます）が65歳以上の支給停止基準と同様になります。

現行の65歳未満の支給停止基準は28

万円（※）ですが、改正後は65歳以上の支給停止基準と同じ47万円（※）となります。これにより、支給停止とならない対象者の範囲が拡大されることとなります。

※支給停止基準の額は、毎年度見直されるため改定される場合があります。

### ●65歳以上の在職中の年金にかかる「在職時改定」の導入

現行は、年金の受給権を取得した後、被保険者期間（加入者期間）がある場合、その被保険者期間（加入者期間）は、退職時（70歳到達時を含みます）に行われる「退職改定」により年金の算定期間に反映されます。しかしながら、高齢期の就労継続の効果を早期に年金額に反映させるべきとの観点から、在職中であっても、年1回一定の時期に年金額が改定されます。

これにより、65歳以降の年金については、退職（70歳到達を含みます）を待たずに、年金の受給権を取得後の被保険者期間（加入者期間）が年金の算定期間に反映されることとなります。

### ●退職等年金給付（新3階年金）における脱退一時金制度の創設

短期在留の外国人に対する退職等年金給付（新3階年金）について、年金額が少額になることにより海外への送金の際に不都合が生じていること等か

ら、厚生年金に即して日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の制度が設けられます。

## 4年10月施行の改正内容

### ●厚生年金の適用除外要件の見直し

2か月以内の期間を定めて使用される人であっても、その定められた期間を超えて使用される見込みがある場合には、最初の雇用期間を含めその使用される期間の当初から厚生年金が適用されます。

なお、私学共済制度については、政令で定められる予定です。

### ●被用者保険にかかる短時間労働者への適用拡大

被用者にふさわしい社会保障の実現、働き方や雇用の選択を歪めない被用者保険制度とする等の観点から、短時間労働者の適用について段階的（4年10月・6年10月）に見直しを行い、その拡大が図られます。

なお、私学共済制度については、政令で定められる予定です。

①現行「500人を超える」とされている企業規模要件について、4年10月から「100人を超える」に引き下げられます。

②短時間労働被保険者の要件から「雇用期間が継続して1年以上見込まれること」が削除されます。

これにより、勤務期間要件については、通常の労働者と同様に「2か月を超える（超えることが見込まれる場合を含みます。前記「厚生年金の適用除外要件の見直し」参照）」ことが要件となります。

●短期給付等事務にかかる標準報酬月額表の改正

国家公務員共済組合において短時間労働者への適用拡大を実施するに当たり、短期給付にかかる標準報酬月額表を健康保険法と同じ標準報酬月額表に改めることとなります。私学共済制度においても、短期給付等事務にかかる標準報酬月額表について、国家公務員共済組合と同様の改正が行われます（下図参照）。

これにより、加入者の年金等給付における標準報酬月額の等級と短期給付等事務における等級に、ずれが生じることになります。

6年10月施行の改正内容

●被用者保険にかかる短時間労働者へのさらなる適用拡大

短時間労働者の適用にかかる企業規模要件が、「100人を超える」からさらに「50人を超える」に引き下げられます。

なお、私学共済制度については、政令で定められる予定です。

図 標準報酬月額表の改正

【改正前】

標準報酬月額 の等級	標準報酬 月額 (円)	報酬月額 (円)	
		以上	未満
1	88,000	93,000	未満
2	98,000	93,000	～ 101,000
3	104,000	101,000	～ 107,000
4	110,000	107,000	～ 114,000
5	118,000	114,000	～ 122,000
6	126,000	122,000	～ 130,000
7	134,000	130,000	～ 138,000
8	142,000	138,000	～ 146,000
⋮			

【改正後】

(短期給付等事務)			(年金等給付)				
標準報酬 月額 の等級	標準報酬 月額 (円)	報酬月額 (円)		標準報酬 月額 の等級	標準報酬 月額 (円)	報酬月額 (円)	
		以上	未満			以上	未満
1	58,000	63,000	未満	1	88,000	93,000	未満
2	68,000	63,000	～ 73,000	2	98,000	93,000	～ 101,000
3	78,000	73,000	～ 83,000	3	104,000	101,000	～ 107,000
4	88,000	83,000	～ 93,000	4	110,000	107,000	～ 114,000
5	98,000	93,000	～ 101,000	5	118,000	114,000	～ 122,000
6	104,000	101,000	～ 107,000	6	126,000	122,000	～ 130,000
7	110,000	107,000	～ 114,000	7	134,000	130,000	～ 138,000
8	118,000	114,000	～ 122,000	8	142,000	138,000	～ 146,000
9	126,000	122,000	～ 130,000				
10	134,000	130,000	～ 138,000				
11	142,000	138,000	～ 146,000				
⋮							

※年金等給付（厚生年金及び退職等年金給付（新3階年金））にかかる標準報酬月額表に変更はありません。

※短期給付等事務にかかる標準報酬月額の等級は、標準報酬月額表の変更（グレーの網掛け部分）により、標準報酬月額が変わらない場合でも、現行の等級から3段階ずれが生じることになります。

標準報酬月額の改定の特例（特例改定）  
（新型コロナウイルス感染症への対応）

業務部 資格課

新型コロナウイルス感染症の影響により、学校法人等からの命で休業したため報酬月額が著しく下がった加入者は、定時決定までの間、標準報酬月額を通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定できるようにしました。手続きには「標準報酬月額改定届書（特例改定）」<sup>9</sup>の他、学校法人等からの申立書と加入者本人の同意書の提出が必要です。詳細は、私学共済ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」▼資格・掛金等に関するお知らせ」をご覧ください。

特定健診結果と健康情報冊子

福祉部 保健課

学校法人等から提出された特定健診データに基づく健診結果を掲載した健康情報冊子「QUPiO Plus（クピオプラス）」を順次送付します。特定保健指導の対象者には特定保健指導利用券とガイドブックを同封します。で、加入者への配付をお願いします。冊子に記載の認証コードでWeb版にログインすると健康情報を手続き、ヘルスケアポイントが付与されます。

※<sup>9</sup>マークが付いている用紙は、私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」からダウンロードできます。

## 報酬等の報告に関するQ&amp;A

業務部 資格課

## 報酬等の範囲

**Q1** 報酬や賞与にはどのようなものが含まれますか。

**A1** 「報酬」及び「賞与」（以下「報酬等」といいます）は、現実に提供された勤務に対する対価に加え、給与規程等に基づいて学校法人等が経常的（定期的）に加入者に支払うものは、すべて該当します。

また、雇用契約を前提として学校法人等から食事、住宅等の提供を受けている場合（現物給与）も報酬等に含まれます。

**Q2** 退職手当は報酬等に含めますか。

**A2** 退職手当は、退職時に一括して支払われる場合は、報酬等に含めません。ただし、毎月の給与や賞与に上乘せして前払いされる場合、加入者の通常の生計に充てられる経常収入と扱うことが妥当であるため、報酬等に該当します。

**Q3** 処遇改善手当は、報酬等に含めべきだと思いますが、どのように報告したらよいですか。

**A3** 処遇改善手当の報告方法は、支給方法によって異なります。

毎月一定額を給与に含めて支給する場合は、報酬として「標準報酬基礎届書DL」等の提出時に含めて報告してください。

年に3回までの一時金として支給する場合は、「賞与等支給報告書DL」に賞与区分「その他の手当」として報告してください。

## 資格取得時

**Q4** 資格取得時の報酬月額はどうに報告したらよいですか。

**A4** 基本給の他に通勤手当、扶養手当、住宅手当などの諸手当、また、所属部署において、常態として残業がある場合は、平均の残業時間に対する残業手当などの見込み額を加えた額を、これから受けるであろう報酬月額として報告します。

なお、月途中に取得した場合も、すべてを月収換算した額で報告してください。

実績によって報酬が変わる場合は、取得月の前月1か月間にその部署で同じような業務に就いて同じような報酬を受けている人が受けた報酬の平均月額を記入します。日給、時給なども同様に取り扱いします。

**Q5** 資格取得時の報酬月額は訂正できませんか。

**A5** 固定的給与の算定誤りがあった場合は、訂正を行うことができます。しかし、残業代のような非固定的給与は、取得時の見込額が実際に支払った額と違っていたとしても訂正の必要はありません。

## 随時改定

**Q6** 給与計算期間の途中で昇給した場合、どの時点を起算月として随時改定の判断を行うのですか。

【例】当月末締め・翌月末払い・当月15日以降に給与単価が上昇した場合

**A6** 昇給・降給した報酬の支払いが実績として1か月分を確保された月（※）を起算月として扱います。それ以後3か月に受けた報酬を算定基礎として随時改定の判断を行います。例の場合は、翌々月を起算月とします。

※昇給・降給を反映した支払い基礎日数が17日、短時間労働加入者にあつては11日を満たした月を含みます。

## 産休・育休終了時改定

**Q7** 育児休業を終了した日の翌日が属する月から3か月すべて支払基礎日数が17日（短時間労働加入者にあつては11日）を満たさないと改定はできないのですか。

**A7** 産休・育休終了時改定は、3か月のうち、少なくとも1か月以上は支払基礎日数が基準に満たしている必要があります。したがって、3か月すべて満たしている必要はありません。

## 即時改定

**Q8** 即時改定は、一人につき定年退職時の1回のみしかできませんか。

**A8** 即時改定の要件に該当すれば、回数の制限はありません。

例えば、定年退職後に再雇用され、いったん契約が終了したのちに、再度雇用された場合などでも、報酬が1等級以上変更になれば即時改定の対象となります。

## 全般

**Q9** 各種改定届の提出が改定月の10日の期日より遅くなってしまうましたが、提出は可能ですか。また、改定はいつからされますか。

**A9** 期日を過ぎても受け付けをしていますが、掛金等や給付金の調整等が生じる可能性がありますので、できるだけ速やかに提出してください。

また、遡及する期間が長い場合は別途理由書等の提出が必要です。報酬月額の改定は、改定すべき月に遡って適用されます。ただし、掛金等の徴収の時効により届け出の遡及は2年に限られます。

# 令和2年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査の実施については、7月下旬に学校法人等宛てに係書類を送付しました。特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」といいます）にかかる学内掲示用ポスターを同封しましたので、加入者への周知に活用してください。また、被扶養者については、加入者を通じ、送付した特定健康診査受診券を使用して受診するように周知をお願いします。

## ●健診結果データの作成・提出

加入者の特定健康診査は、学校法人等が行う定期健康診断結果を活用し、学校法人等で健診結果データを作成し、提出してください。

加入者の健診結果データの作成の際は、7月下旬に学校法人等へ送付した「特定健診・特定保健指導元気ガイド事務担当者用」を参考にしてください。私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導」にも掲載しています。

## ●提出時の必須項目の確認

健診結果データに不備があると特定保健指導の判定処理ができません。提出する際には、表の必須項目に漏れがないよう確認してください。

例年、次の①～③に不備が目立ちますので注意してください。

### ①健診実施年月日等

特定健康診査に代えて提出する定期健康診断結果は、当該年度中に実施した健診に限ります。健診実施日が令和2年度中（2年4月1日～3年3月31日）であることを必ず確認してください。

また、個人を特定するための加入者番号等のない健診結果は無効になりますので、漏れないようにしてください。

表 必須項目

健診実施年月日	}	①
加入者番号・氏名・生年月日・性別		
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲	
血圧	最高血圧・最低血圧	
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール（食後採血か中性脂肪400mg/dl以上の場合）・中性脂肪(TG)	
肝機能	GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP(γ-GT)	
血糖	空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（食後3.5時間以上） (②)	
尿検査	尿糖・尿蛋白	
既往歴・自覚症状・他覚症状		
標準的な質問票 (③)	「血圧」・「血糖」・「コレステロール（中性脂肪も含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無 喫煙の有無	

### ②空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（食後3・5時間以上）

血糖値の測定に際しては、定期健康診断を実施する健診機関に確認し、空腹時血糖及びHbA1c（HbA1cの測定が難しい場合は随時血糖（食後3・5時間以上））を記入してください。

### ③標準的な質問票

特定健康診査では、健診結果の他に質問項目として「血圧」・「血糖」・「コレステロール（中性脂肪を含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無及び喫煙の有無の回答が必須です。

学校法人等が行う定期健康診断を健診機関へ委託する際には、この必須項目を含む健診結果の作成を依頼してください。

## ●健診結果データチェック機能の活用

私学共済ホームページに掲載している「健診結果データチェック機能」を使用することで、不備のない健診結果データ（Excel・XML・CSV）が作成できます。操作説明書を参照のうえ、ぜひ活用してください。

## ●健診結果の提出をお願いします

私学事業団を含む医療保険者は、国から特定健診等の実施率の向上を強く求められています。

国が定めた特定健診等の実施率の目標を達成すると、後期高齢者支援金の負担が抑えられ、短期給付分掛金率の上昇の抑制につながります。必ず健診結果を提出してください。

## 健診結果データチェック機能の操作手順

- 1 私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼福祉事業関係▼特定健診・特定保健指導」から「健診結果データチェック機能」を選択し「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードしてください。  
↓
- 2 「健診結果・質問票項目」シートに対象者の健診結果を入力してください。  
↓
- 3 健診結果入力後[メニュー]シートの**健診結果データチェック実行**ボタンを押し、入力した健診結果データのチェックを実行してください。  
↓
- 4 入力した健診結果データに不備がある場合、エラーが表示されます。[エラーログ]シートからエラー内容を確認して、エラー箇所を修正した後、改めて前項3の要領で、データチェックを実行してください。  
↓
- 5 入力した健診結果に不備がなければ[メニュー]シートの**提出データ等出力**ボタンを押し、CD-Rなどの電子媒体に健診結果データを保存してください。

◎保存されたファイル名は変更せず、そのまま提出してください。

# 加入者貸付制度のご案内

福祉部  
貸付課

加入者の皆さんが毎日生活するうえで、臨時に資金を必要とするときなどにその資金を貸し付ける制度です。目的に応じて6種類の貸付けがあります。

## 一般

車の購入など、臨時の資金に

- ▶ 貸付金額  
標準報酬月額6か月分まで  
(最高200万円)
- ▶ 生活資金、借入金の返済、事業性資金、資産運用資金などは対象となりません。

## 教育

入学費用・授業料に

- ▶ 貸付金額  
標準報酬月額12か月分まで  
(最高500万円)
- ▶ おおむね1学年以内に必要とする教育資金が対象となります。

## 結婚

結婚費用に

- ▶ 貸付金額  
標準報酬月額6か月分まで  
(最高200万円)
- ▶ 婚姻の前後6か月以内に申し込みをしてください。

## 住宅

住宅の購入、リフォーム費用に

- ▶ 貸付金額  
申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額まで  
(最高2,000万円)
- ▶ 半年払償還(1月・7月)を併用することができます。
- ▶ 申し込みの際に、団体信用生命保険(\*)に任意加入できます。

## 災害

非常災害時に

- ▶ 貸付金額  
標準報酬月額6か月分まで  
(最高200万円)
- ▶ 災害発生日以後、6か月以内に申し込みをしてください(激甚災害を除きます)。

## 医療・介護

5日間以上の入院又は介護施設利用に

- ▶ 貸付金額  
標準報酬月額6か月分まで  
(最高200万円)
- ▶ 入院後又は介護施設入所・利用の6か月以内に申し込みをしてください。

※団体信用生命保険 住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中に死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度です(任意加入)。

### 貸付共通事項

#### 1 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者

\*住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

- 加入者の資格を喪失したときは、全額返済(即時償還)しなければなりません。
- 加入者貸付は在職中の加入者が対象となるため、任意継続加入者は申し込みの対象となりません。

#### 2 貸付けの利率

変動金利 年1.26%(令和2年8月1日現在) \*災害貸付は年1.00%

※「事務の手引 令和2年版」において、誤りがありました。訂正し、お詫びいたします。

第5部 福祉事業946頁の災害貸付の「4 利率」について、正しくは「月利とし、年3.40%です。ただし、令和2年4月1日現在は特例利率の年1.00%が適用されます(P.907参照)」となります。

#### 3 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
- 毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っています。なお、22日送金を希望する場合は、貸付申込書右下の「貸付送金日」欄の「22日」に○印を付けてください。
- 貸付金額、償還回数は私学共済ホームページをご覧ください。

#### 4 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校法人等が報酬等から控除します。
- 償還途中に、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。
- 加入者の資格喪失時は、一括全額返済(即時償還)しなければなりません。退職手当を支払う場合は、学校法人等が控除し、償還額に充てます。

詳しくは、  
私学共済ホームページ  
〔福祉事業▶ 加入者貸付▶  
貸付けを受ける〕を  
ご覧ください。

# 私学事業団の直営宿泊施設

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただけます

私学事業団では、加入者の皆さんへの福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。旅行や食事会といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、修学旅行や謝恩会などの各種学校行事など、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

共済業務

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会 会…会議

<b>札幌ガーデンパレス</b> <span>宿 婚 宴 会</span>
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎ 011 (261) 5311 (代表) https://www.hotelgp-sapporo.com/
<b>仙台ガーデンパレス</b> <span>宿 婚 宴 会</span>
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎ 022 (299) 6211 (代表) https://www.hotelgp-sendai.com/
<b>東京ガーデンパレス</b> <span>宿 宴 会</span>
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03 (3813) 6211 (代表) https://www.hotelgp-tokyo.com/
<b>名古屋ガーデンパレス</b> <span>宿 婚 宴 会</span>
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎ 052 (957) 1022 (代表) https://www.hotelgp-nagoya.com/
<b>京都ガーデンパレス</b> <span>宿 婚 宴 会</span>
〒602-0912 京都市上京区丸鳥通り下長者町上ル龍前町605番地 ☎ 075 (411) 0111 (代表) https://www.hotelgp-kyoto.com/
<b>大阪ガーデンパレス</b> <span>宿 婚 宴 会</span>
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎ 06 (6396) 6211 (代表) https://www.hotelgp-osaka.com/
<b>広島ガーデンパレス</b> <span>宿 婚 宴 会</span>
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎ 082 (262) 1122 (代表) https://www.hotelgp-hiroshima.com/
<b>福岡ガーデンパレス</b> <span>宿 宴 会</span>
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎ 092 (713) 1112 (代表) https://www.hotelgp-fukuoka.com/

<b>湯河原「敷島館」</b> (しきしまかん) <span>宿 宴</span>
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎ 0465 (63) 3755
<b>箱根「対岳荘」</b> (たいがくそう) <span>宿 宴</span>
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎ 0460 (82) 2094
<b>鎌倉「あじさい荘」</b> <span>宿 宴</span>
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎ 0467 (22) 3506
<b>葉山「相洋閣」</b> (そうようかく) <span>宿 宴 会</span>
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎ 046 (875) 7300
<b>金沢「兼六荘」</b> (けんろくそう) <span>宿 宴 会</span>
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎ 076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com/
<b>志賀高原「やまゆり荘」</b> <span>宿</span>
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂7148 ☎ 0269 (34) 2102
<b>軽井沢「すずかる荘」</b> <span>宿 会</span>
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎ 0267 (45) 7311
<b>京都「白河院」</b> (しらかわいん) <span>宿 宴</span>
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎ 075 (761) 0201

しがくのやど   

(https://www.shigakukyosai.jp/)

※宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔しがくのやど〕をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、レストラン等の営業時間や食事の提供方法を通常とは一部変更している宿泊施設もあります。

**年会費初年度無料** 年間30万円(税込)以上ショッピングご利用で、翌年度も無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

## 私学メンバーズカード 受付中

退職後も  
生涯利用可能

海外・国内旅行傷害保険  
最高5,000万円付

空港ラウンジ  
無料利用可

年会費 ●本会員:3,300円(税込) ●家族会員:無料

お申込み対象 ●本会員:私学共済の加入者(任意継続加入者も含みます)、年金受給者  
●家族会員:本会員の配偶者

会員数  
10万人  
突破

※お申込みはJCB/Visa/Mastercardのうち、いずれか1つとなります。

お申込み・  
詳しくは

私学メンバーズカード

検索

https://www.resonacard.co.jp/shigaku

お問合せ先

0120-559-197 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休み)

※番号をお確かめのうえ、お間違いのないようおかけください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>  
 助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)  
 共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)



**共済事業本部**  
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5  
**☎03(3813)5321(代表)**  
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が  
 確認できるものをお手元にご用意ください。

## 標準報酬の報告漏れがないよう ご注意ください

標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額）は、毎月の掛金等の計算や、短期給付金及び将来の年金等給付を算定する基礎となる重要なものです。本誌10頁に報酬等の報告に関するQ&Aを掲載していますので、参考にしてください。

なお、掛金等の徴収の時効により、2年以上遡及しての報告・訂正はできませんので、報告漏れ等のないようご注意ください。

### ●報告時に使用する書類

標準報酬にかかる主な報告書類は、次のとおりです。

- ・毎年7月に必ず報告（4・5・6月の報酬）  
 ⇒「標準報酬基礎届書DL」
- ・賞与等が支払われたとき ⇒「賞与等支給報告書DL」
- ・身分変更や転居などで固定的給与が変わり、報酬が大きく変わったとき（従前と比べ2等級以上の増減）  
 ⇒「標準報酬月額改定届書DL」
- ・その他、要件に該当した場合には即時改定用や、産休・育休終了者用の「標準報酬月額改定届書」の提出が可能です。

### ●確認通知書

報酬に基づく処理結果として、「学校法人等用」及び「加入者用」の確認通知書を学校法人等宛てに送付します。**加入者用の確認通知書は必ず各加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。**

掛金等の請求時期は、学校法人等用の確認通知書に、処理が反映される調定月の記載をしています。

※令和2年の「標準報酬基礎届書」の提出期限は7月10日です。まだ、提出していない場合は、至急提出してください。 【業務部 資格課】

## 貸付けの申込締め切り日にご ご注意ください

9月2日（水）送金分は8月14日（金）が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。 【福祉部 貸付課】

## 年金等給付にかかる標準報酬月額の 上限改定

本誌6月号で予定としてお知らせしましたが、令和2年9月1日より、年金等給付（厚生年金及び退職等年金給付）にかかる標準報酬月額について、現在の最高等級（第31級：62万円）の上に、新たな等級（第32級：65万円）が追加され、上限が引き上げられます。

なお、短期給付等事務にかかる標準報酬月額の最高等級（第47級：139万円）に変更はありません。

詳細は、改めてお知らせします。

### 【改定前】

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第31級	620,000円	605,000円以上



### 【改定後】

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
第32級	650,000円	635,000円以上

【企画室】

## 8月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 7月分定期償還期限
7日(金)	貯金 払込期限（必着）
14日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金等 7月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 8月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日(月)	掛金等 7月分納期限 貸付 9月23日送金申し込み締め切り

## 9月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 8月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限（必着）
15日(火)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

## お見舞い

令和2年7月豪雨により被害を受けた皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。  
私学事業団では、被害を受けられた学校並びに加入者、被扶養者及び年金受給者の皆様に全力で支援してまいります。  
被害を受けられた皆様の安全と被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

### 助成業務

#### 私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

### 助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和2年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
  - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
  - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について(令和2年9月分)〕も併せてご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により財政状況が悪化し、貸付金のご返済が困難な学校法人等については、申し出により、既往貸付の元金の償還及び利息の支払いを最大6か月猶予できる場合があります。返済猶予をご希望の場合は、融資課までご相談ください。

#### 【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

### 私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

私学事業団では、私立学校の寄付募集の取り組みを紹介する情報サイトを提供しています(私学事業団ホームページ〔私立学校寄付金ポータルサイト〕)。

#### ●私立学校寄付金ポータルサイトの特長

- ① すべての私立学校が対象となります。
- ② 私立学校の特色等から寄付先の私立学校を選択できるよう、サイト内に記載されたさまざまなワードが検索対象となる、フリーワード検索機能があります。
- ③ 寄付金の使い道や所在地等、寄付者の視点で私立学校を検索できます。
- ④ 学校のホームページとリンクできます。
- ⑤ 掲載費用は無料です。また、インターネットに関する技術や知識も必要ありません。

#### ●私立学校寄付金ポータルサイトへの掲載方法

大学~小学校を設置する学校法人につきましては本事業団の電子窓口でファイル提出が可能です。詳細は令和2年8月中に電子窓口に掲載予定の利用方法をご覧ください。

幼稚園や専修学校のみを設置する学校法人につきましては、個別対応をいたします。詳細は寄付金課までお問い合わせください。

#### 【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp



### 会計処理等のご質問・ご相談を承っています

私学経営情報センター私学情報室では、会計処理をはじめ、私学経営全般にわたる事項についてご質問・ご相談を承っています。ぜひご利用ください。

#### 【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<https://www.shigakukyosai.jp/>

京 都 白 河 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201  
 JR「京都」駅・阪急「河原町」駅・京阪「三条」駅それぞれから、⑤番「国際会館駅・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前



白河院 庭園



上：檜風呂 下：旧館

白河院の庭園は、古都京都らしい閑雅な風情が季節を問わず楽しめます。旧館及び男女浴室の改修も終了し、リニューアルした白河院へぜひお越しください。

### 宿泊プラン 本格的京会席コース

1泊2食(1名様)  
 13,400円 14,500円 15,700円  
 (夕食の内容により料金が異なります)  
 取扱期間: 通年(年末年始を除きます)  
 ※京都市宿泊税200円を含みます。

### 日帰り(お食事)プラン

会席コース	6,200円 7,300円	} (昼夜共通)
	8,500円	
ミニ会席	4,800円	} 昼のみ
湯豆腐会席	3,800円	
松花堂弁当	3,500円	

## 融資事業のご案内

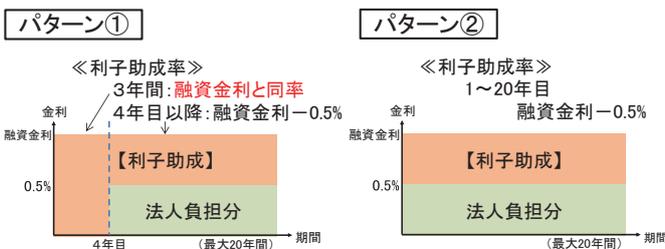
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

### 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図: 返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。  
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。  
 ※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

#### ■ 主な事業と融資金利(令和2年7月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.80	年% 0.50	年% 0.308	年% 0.405
寄宿舎などの建築・用地取得	0.90	0.60	0.408	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.308	(5.5年以内) 0.304

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。  
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)